

特定非営利活動法人 津市スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人津市スポーツ協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、津市民の健康増進・体力向上と青少年の健全育成、競技団体の競技力・指導力の向上に努め、市民一人ひとりがスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 市民の健康増進・体力向上に関する事業
- (2) スポーツに関する大会、教室、講習会及びイベント等の開催並びに委託事業等の運営に関する事業
- (3) 競技団体の競技力・指導力の向上など強化発展に関する事業
- (4) 地域スポーツ団体の育成及び連絡・調整に関する事業

- (5) 地域スポーツ団体の指導者の育成・確保及び指導力の向上に関する事業
- (6) スポーツに関する表彰事業
- (7) スポーツ施設の管理運営に関する事業
- (8) スポーツ関係の機関・団体との連携及び連絡・調整に関する事業
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。ただし、正会員として入会する団体は、津市内に所在地を有する団体とする。

- 2 入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 21 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名以上 4 名以内を副会長、1 名を専務理事、とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、総会の議決により必要と認めたときは、正会員以外から理事及び監事を選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。会長以外の第 13 条に定める理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定められた順位に従って、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、本会の日常業務を総括し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は会長及び副会長ともに欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 理事は、理事会の議決を経て、会長が定める特定の業務を執行する。
- 6 監事は、法第 18 条に規定する職務を行う。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、顧問及び参与)

第 20 条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、特定の事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事及び監事の選任及び解任

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 法第 18 条第 1 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した理事及び正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はその総会の議長を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事及び正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費の額
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解任
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 専門委員会の組織及び運営
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の3分の1以上の出席がなければ開会すること

ができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、その理事会の議長を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決を委任した理事は、第 36 条、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 専門委員会

(専門委員会)

第 40 条 本会に、専門事項を調査研究するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する委員をもって構成する。

3 専門委員会の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 補助金
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第42条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第45条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用として講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 54 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 本会が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 本会が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 事務局

(設置等)

第57条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページに掲載して行う。

第12章 雑則

(規程)

第59条 この定款の施行について必要な規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	長谷川 之快
副会長	中川 茂樹
	乙部 満生
専務理事	佐田 博俊
理事	關 禎司郎
	野田 登
	福田 るり子
	伊藤 紀美子
	宮崎 多正
	安井 敏明
	西田 憲治
	保田 和躬
	杉野 誠
	船橋 誠一
	杉本 郁夫
	村田 好
	小方 順治
	田坂 稔
監事	松岡 守
	竹内 利則
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、平成 24 年度の津市体育協会会費を既納している会員の会費は、無料とする。

(1) 会費

正会員	年額 10,000 円
賛助会員	団体 (法人) 会員：一口年額 10,000 円 (一口以上)
	個人会員：一口年額 5,000 円 (一口以上)

附則

この定款は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この定款は、平成 27 年 7 月 22 日から施行する。

附則

この定款は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この定款は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。